平成２２年（フ）第１４７号
函館市旭町８番１―402号
債務者　木村ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４９号
北海道茅部郡森町字常盤町159番地の10
債務者　小林　　淳
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
岩手県久慈市栄町第31地割205番地２　米田アパート７号
債務者　佐藤　　多
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第４７号
岩手県陸前高田市高田町字長砂22番地２　熊谷貸家１号
債務者　村上ふじ子（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第９号
群馬県沼田市上原町1756番地235　ハイシティ上原203号
債務者　戸田みどり
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番１―302号
債務者　宮本　敬二（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
奈良県葛城市北花内619番地１　プリマージュ新庄408号
債務者　柴田　明恵（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
奈良県葛城市北花内619番地１　プリマージュ新庄408号
債務者　宮原　正和
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
奈良県橿原市川西町148番地　Ｂ―３―401
債務者　田中　泰三
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
奈良県橿原市曽我町722番地の１、前住所三重県名張市鴻之台２番町52番地　ネオ・グランツ名張Ⅰ―201号
債務者　川西　　馨
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
奈良県御所市大字櫛羅345番地の７
債務者　大場　三義
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
奈良県大和高田市大字市場780番地の32
債務者　加藤　光子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目11番13―102号
債務者　吉川　達矢
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
奈良県橿原市久米町613　ソレイユ橿原207号、住民票上の住所奈良県桜井市大字生田182番地
債務者　奥井　富美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
奈良県大和高田市栄町４番１号
債務者　平岡美恵子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
奈良県北葛城郡上牧町下牧３丁目５番38号
債務者　吉中　伸和
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
奈良県大和高田市大字土庫736番地の14
債務者　太田さと子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係